

# 南魚沼市総合評価方式試行要領

制定 平成 19 年 9 月 20 日  
改定 平成 20 年 6 月 25 日  
改定 平成 21 年 7 月 21 日  
改定 平成 22 年 6 月 30 日  
改定 令和 4 年 10 月 5 日

## 第 1 趣旨

この要領は、南魚沼市（以下「市」という。）が発注する建設工事において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、工事の品質確保を目的として、価格に加えて入札参加資格者の技術力を総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 定義

総合評価方式とは、価格のほかに価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、品質や施工方法等を総合的に評価し、価格と品質の両面から最も優れたものをもって申し込みした者を落札者とする方式をいう。

## 第 3 型式

総合評価方式は、当該工事の難易度や規模等に応じて、次に掲げる型式に区分するものとする。

### (1) 実績確認型

技術者の能力、企業の施工実績等を確認するもの。

### (2) 施工計画確認型

実績確認型の確認の他、発注者が示す仕様に基づき、現場の特性等を理解して確実に施工を行う能力を簡易な施工計画で確認するもの。

### (3) 技術評価型

実績確認型の確認の他、特定の課題を設定して発注者が示す仕様（標準型）より優れた施工方法に係る技術提案を評価するもの。

### (4) 高度技術提案型

技術的な工夫の余地が大きい工事で、民間企業の優れた技術を活用することにより、工事目的物の品質や社会的便益等の期待できる場合、構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を評価するもの

## 第 4 学識経験者の意見聴取

市長は、施行令第167条の10の2第4項及び第5項の定めによる段階において、学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）2人以上の意見をあらかじめ聴かなければ

ならない。

## 第5 工事の選定、評価項目及び評価基準の決定

- 1 総合評価方式による工事は、南魚沼市請負工事指名審査委員会（以下「審査会」という。）において、当該工事が第3に規定するそれぞれの型式の内容に適合するかを審査し、選定するものとする。
- 2 前項の総合評価方式による工事の選定時において、当該工事の目的及び内容により総合評価方式の実施がこの要領により難いと審査会が認める場合は、当該工事を総合評価方式における特認工事（以下「特認工事」という。）とすることができる。
- 3 価格以外の技術的な要素の評価項目及び評価基準は、第3に規定する型式の区分ごとにそれぞれ南魚沼市総合評価方式試行要領の運用基準（以下「運用基準」という。）により決定するものとする。
- 4 工事の選定、価格以外の技術的な要素の評価項目及び評価基準の決定にあたり、学識経験者の意見を聴くものとする。

## 第6 審査及び評価の資料

- 1 施工能力の審査及び価格以外の技術的な要素の評価については、実績確認型、施工計画確認型及び技術評価型又は高度技術提案型について、それぞれ次に掲げる資料に基づき行うものとする。
  - (1) 実績確認型
    - ①「企業の技術力・地域性確認資料」
    - ②「配置予定技術者の能力確認資料」（上記①～②については、以下「技術資料」という。）
  - (2) 施工計画確認型
    - ①「企業の技術力・地域性確認資料」
    - ②「配置予定技術者の能力確認資料」
    - ③「現場の特性等を踏まえた施工上配慮すべき事項」を記した「簡易な施工計画」（上記①～③については、以下「技術資料」という。）
  - (3) 技術評価型又は高度提案型
    - ①「企業の技術力・地域性確認資料」
    - ②「配置予定技術者の能力確認資料」
    - ③「発注者が指定した特定の課題について、発注者が示す仕様（標準型）より優れた施工方法」を記した「技術提案書」（上記③については、以下「技術提案」という。）
- 2 前項に規定する資料（技術資料及び技術提案）の様式については、別途運用基準で定めるものとする。

## 第7 技術資料及び技術提案の提出依頼

- 1 総合評価方式を行おうとする場合、市長は入札参加希望者又は指名業者（以下「入札

参加希望者等」という。)に次に掲げる方法により技術資料及び技術提案の提出を求めるものとする。

- (1) 制限付き一般競争入札、公募型指名競争入札及び簡易公募型指名競争入札の場合は入札公告等による。
  - (2) 通常型指名競争入札の場合は、指名通知書による。
- 2 前項の場合において、市長は次に掲げる事項を明示するものとする。
- (1) 当該工事が総合評価方式の対象工事であること
  - (2) 価格以外の技術的な要素の評価項目及び評価基準
  - (3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法
  - (4) 技術資料及び技術提案の作成、提出方法
  - (5) 配置予定技術者、地域調達、Made in 新潟新技術普及制度登録技術(以下「Made in 新潟新技術」という。)の活用、簡易な施工計画及び技術提案の内容が履行できなかった場合の措置
  - (6) その他総合評価方式を行う上で必要な事項(入札参加条件、無効条件等)

## 第8 技術資料及び技術提案の評価

- 1 市長は、提出された技術資料及び技術提案に基づき、各評価項目を点数化し評価を行うものとする。ただし、高度技術提案型については、必要に応じ、別途委員会等を設け評価を行うものとする。
- 2 前項の評価を行う場合においては、必要に応じ、入札参加希望者等に対してヒアリングを実施するものとする。
- 3 ヒアリングは、市長が関係者の出席を求めて実施するものとする。
- 4 各評価項目を点数化した得点の合計値(以下「加算点」という。)が零点に満たない場合、技術資料の提出がない場合及び(又は)簡易な施工計画や技術提案の内容が不適正な場合は、入札参加を無効とする。
- 5 市長は次に掲げるとおり学識経験者の意見を聴くものとする。
  - (1) 簡易な施工計画の評価結果は、学識経験者から意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、学識経験者の意見を聴くものとする。
  - (2) 技術提案の評価結果は、学識経験者の意見を聴くものとする。

## 第9 技術提案の改善

- 1 市長は、技術提案の内容の一部を改善することで、より優れた技術提案となる場合や一部の不備を解決できる場合は、技術提案において、提案者に当該技術提案の改善を求め又は改善を提案する機会を与えることができるものとする。
- 2 前項の場合、市長は、透明性、公正性の確保のため、技術提案の改善に係る過程について、その概要を速やかに公表するものとする。

## 第10 高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の設計額

- 1 市長は、新技術及び特殊な施工方法等の高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めた場合には、経済性に配慮しつつ、各々の提案とそれに要する費用が適切であるか

を審査し、最も優れた提案を採用できるよう設計額を作成することができる。

- 2 前項の場合、当該技術提案の審査にあたり、学識経験者の意見を聴くものとする。

## 第11 入札の実施

- 1 入札参加者は、提出した簡易な施工計画又は技術提案の内容に基づく入札を行うものとする。
- 2 最低制限価格を下回る額で入札を行った者は、過去の工事成績により必要に応じて、加算点の減点を行うものとする。
- 3 前項の減点により加算点が零点に満たなくなった場合は、当該者の入札を無効とするものとする。

## 第12 総合評価の方法

- 1 総合評価の方法は、除算方式によるものとする。
- 2 除算方式による評価値は、標準点（100点）に技術資料及び技術提案に係る加算点を加えた技術評価点を入札金額で除して求めるものとする。

$$\begin{aligned} \text{【除算方式】 評価値} &= \text{技術評価点} / \text{入札金額} \\ &= (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札金額} \end{aligned}$$

## 第13 落札者の決定

- 1 総合評価方式における落札者は、入札金額が予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設けている場合はその価格以上）にある者のうち、第12の方法によって得られた評価値が最も高い者とする。
- 2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。
- 3 市長は、総合評価方式に関する評価調書により評価の経過等を明らかにしておくものとする。
- 4 前項に規定する評価調書の様式については、別途運用基準で定めるものとする。

## 第14 技術提案等の担保

提出された配置予定技術者、地域調達、Made in 新潟新技術の活用、簡易な施工計画及び技術提案の担保として、その内容が履行できなかった場合に、実績確認型、施工計画確認型及び技術評価型又は高度技術提案型を適用する工事について、それぞれ次に掲げる措置を講じるものとする。

### (1) 実績確認型を適用する工事

配置予定技術者が配置できなかった場合は、工事成績評定点を減ずるものとする。

地域調達の内容が請負者の責により履行できなかった場合は、工事成績評定点を減ずるものとする。

### (2) 施工計画確認型を適用する工事

配置予定技術者が配置できなかった場合は、工事成績評定点を減ずるものとする。

地域調達の内容が請負者の責により履行できなかった場合は、工事成績評定点を減ず

るものとする。

Made in 新潟新技術の活用が、請負者の責により履行できなかった場合は、工事成績評定点を減ずるものとする。

簡易な施工計画に記載された内容が、請負者の責により満足できない場合は、工事成績評定点を減ずるものとする。

### (3) 技術評価型又は高度技術提案型を適用する工事

配置予定技術者の内容が履行できなかった場合は、工事成績評定点を減ずるものとする。

地域調達の内容が請負者の責により履行できなかった場合は、工事成績評定点を減ずるものとする。

Made in 新潟新技術の活用が、請負者の責により履行できなかった場合は、工事成績評定点を減ずるものとする。

技術提案が、請負者の責により履行できなかった場合で、再度の施工が困難あるいは合理的ではない場合は、工事成績評定点を減ずる措置を行い、併せて違約金の請求を行うものとする。この場合、損害賠償の請求を妨げないものとする。

## 第15 技術提案等の秘密の保持

提出された簡易な施工計画及び技術提案については、入札参加希望者等の技術的財産であるため、公表しないものとする。

## 第16 技術提案内容の使用

技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合、提案者に通知することなく市が発注する工事に無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

## 第17 書類等の作成費用

入札参加希望者等が技術資料及び技術提案書の作成に要した一切の費用は、入札参加希望者等の負担とする。

## 第18 評価結果等の公表

- 1 総合評価方式を適用した工事において落札者を決定した場合は、速やかに次に掲げる事項を公表する。
  - (1) 入札参加者名
  - (2) 各入札参加者の入札金額
  - (3) 各入札参加者の各評価項目の評点及び技術評価点
  - (4) 各入札参加者の評価値
  - (5) 総合評価方式を適用した理由
- 2 技術資料及び技術提案を提出した後に辞退した者及び入札しなかった者は前項(3)は公表しないものとする。
- 3 入札が不調となった場合は、第1項(1)(2)(5)を公表する。

## 第19 非落札理由の説明

- 1 総合評価方式による入札における非落札者は、入札結果に疑義があるときは落札者決定日から起算して14日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）に書面により非落札理由について発注者に説明を求めることができる。

## 第20 特認工事の特例

- 1 特認工事に係る第4に規定する学識経験者の意見聴取は、原則として建設工事に関する実務経験又は専門的な見地を有する職員及び学識経験者で組織する専門委員会等を設置して行うものとする。
- 2 特認工事に係る第12に規定する総合評価の方法は、除算方式のほか加算方式によることができる。加算方式による評価値は、入札価格に基づいて算定した価格評価点に価格以外の技術的な要素に対する技術評価点を加えて求めるものとする。  
【加算方式】評価値 = 価格評価点 + 技術評価点
- 3 前2項に規定するもののほか、価格以外の技術的な要素の評価項目及び評価基準、技術資料及び技術提案に係る資料の様式その他特認工事の総合評価方式の実施に関しこの要領及び運用基準により難しいものは、別に定めることができる。

## 第21 その他

この要領に定めのない事項及びこれにより難しい事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則（平成19年9月20日制定）

- 1 この要領は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 この要領に定めのない事項については、他の要領等の規定によるものとする。

附 則（平成20年6月25日改定）

改定後の要領は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成21年7月21日改定）

改定後の要領は、平成21年7月22日から施行する。

附 則（平成22年6月30日改定）

改定後の要領は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（令和4年10月5日改定）

改定後の要領は、令和4年10月5日から施行する。